

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について
容器検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第 48 条第 5 項

経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って高圧ガスを充てんするときは、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は適用しない。

高圧ガス保安法施行令第 18 条（都道府県が処理する事務）

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

三 内容積 500 リットル以下の容器に関する法第 44 条第 1 項（同項の指定に係る部分を除く。）、第 45 条第 1 項及び第 2 項、第 48 条第 5 項、第 54 条第 1 項及び第 2 項並びに第 56 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）

審査基準

1（法律上の規定による基準）

なし

2（審査基準）

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成 19・06・18 原院第 2 号）

容器保安規則第 23 条関係

特別充てん許可施設にあっては、当該容器が特別充てんしても安全であることを確認するための資料を提出せしめることとし、耐圧試験を行う必要の時期については、原則として本規則第 24 条によるものとする。

なお、特別充てん許可は、法第 49 条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器には与えない。

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
10日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	10日	